

議案第六十八号

三徳川河川災害関連工事請負契約の締結についての議決の

一部変更について

次のとおり三徳川河川災害関連工事請負契約の締結についての議決（昭和六十三年三月二十三日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年七月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年七月拾九日

原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「七四、八〇〇、〇〇〇円」を「七五、三六三、〇〇〇円」に改める。